

静岡県公安委員会規程第13号

指定自動車教習所関係事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月13日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

指定自動車教習所関係事務処理規程の一部を改正する規程

指定自動車教習所関係事務処理規程（昭和48年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章（略） 第7章 旅客自動車教習所（第16条—第23条） 第8章 指定申請書記載事項の変更届（第24条） 第9章 報告書類・備付簿冊（第25条） 第10章 雑則（第26条） 附則 （目的） 第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の規定に基づく指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）及び <u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第34条第3項第2号に定める旅客自動車の運転に関する教習を行う施設（以下「旅客自動車教習所」という。）の指定並びに運営管理等について必要な事項を定めるものとする。</u> （指定前教習の届出） 第2条 法第99条第1項の指定を受けることを目的として自動車教習所を設置し、 <u>令</u> 第35条第3項第2号に規定する指定前における教習を行おうとする者（以下「設置者」という。）又はその管理をする者（以下「管理者」という。）は、別記様式第1の指定前教習実施届に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。	目次 第1章～第6章（略） 第7章 指定申請書記載事項の変更届（第16条） 第8章 報告書類・備付簿冊（第17条） 第9章 雑則（第18条） 附則 （目的） 第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の規定に基づく指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の指定及び <u>運営管理等について必要な事項を定めるものとする。</u>  （指定前教習の届出） 第2条 法第99条第1項の指定を受けることを目的として自動車教習所を設置し、 <u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第35条第3項第2号に規定する指定前における教習を行おうとする者（以下「設置者」という。）又はその管理をする者（以下「管理者」という。）は、別記様式第1の指定前教習実施届に次に掲げる書類を添えて届け</u>

(1)～(10) (略)

(警告)

第15条 (略)

### 第7章 旅客自動車教習所

(指定申請)

第16条 旅客自動車教習所としての指定の申請

は、第3条に定める指定申請に準じて行わなければならない。

(指導員の指定要件)

第17条 技能教習に従事する者にあつては、指

定教習所の教習指導員であるほか、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 年齢24歳以上の者であること。

(2) その者が従事する技能教習に用いられる

自動車に係る教習指導員資格者証及び第二

種免許を現に受けている者で、第二種免許

を受けた後における自動車（大型自動二輪

車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を

除く。）の運転の経験が3年以上の者である

こと。

(技能教習の施設)

第18条 技能教習のためのコースの種類、形状

及び構造は、規則別表第3に適合するもので

あるほか、別表第1に適合する鋭角コースを

設けていなければならない。

(技能教習車両)

第19条 技能教習車両は、規則第24条第6項に

掲げる技能試験車に準ずるものでなければな

らない。

(教習の基準)

第20条 教習は、次に掲げる基準に適合するも

のでなければならない。

(1) 大型自動車、中型自動車及び普通自動車

の教習にあつては1年以内に、その他の自

動車の教習にあつては3月以内に教習を修

出なければならない。

(1)～(10) (略)

(警告)

第15条 (略)

了すること。

(2) 技能教習を受ける者1人に対する教習時  
限は、1日3時限を超えないこと。

(教習の時間及び方法)

**第21条** 教習の時間及び方法は、別表第2の旅  
客自動車教習所教習時限等によつて行わなけ  
ればならない。

(旅客自動車教習所修了証明書)

**第22条** 前条に定める期間内に技能教習及び学  
科教習を修了した者には、別記様式第6の旅  
客自動車教習所修了証明書を発行するものと  
する。

(準用)

**第23条** 前7条に規定のない事項については、  
指定教習所の例に準じて行うものとする。

**第8章** 指定申請書記載事項の変更届

(変更届の提出)

**第24条** 規則第36条に規定する指定申請書記載  
事項の変更届は、別記様式第7又は別記様式  
第7の2の変更届により行うものとする。た  
だし、教習計画のうち技能検定日、仮免許学  
科試験日時、教習時間帯及び休日の一時的な  
変更については、電話報告で行うことができ  
る。

2 旅客自動車教習所の指定申請書に変更を生  
じたときは、別記様式第8の旅客自動車教習  
所指定申請書記載事項変更届により行うもの  
とする。

3 指定前教習所の実施届に変更を生じたとき  
は、別記様式第9の指定前教習実施届記載事  
項変更届により行うものとする。

**第9章** 報告書類・備付簿冊

(報告書類、備付簿冊)

**第25条** (略)

**第10章** 雑則

(本部長への委任)

**第7章** 指定申請書記載事項の変更届

(変更届の提出)

**第16条** 規則第36条に規定する指定申請書記載  
事項の変更届は、別記様式第6又は別記様式  
第7の変更届により行うものとする。ただ  
し、教習計画のうち技能検定日、仮免許学科  
試験日時、教習時間帯及び休日の一時的な変  
更については、電話報告で行うことができ  
る。

2 指定前教習所の実施届に変更を生じたとき  
は、別記様式第8の指定前教習実施届記載事  
項変更届により行うものとする。

**第8章** 報告書類・備付簿冊

(報告書類、備付簿冊)

**第17条** (略)

**第9章** 雑則

(本部長への委任)

第26条 (略)

第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式第6を削り、別記様式第7を別記様式第6とし、別記様式第7の2を別記様式第7とし、別記様式第8を削り、別記様式第9を別記様式第8とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の指定自動車教習所関係事務処理規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている変更届は、改正後の指定自動車教習所関係事務処理規程の相当する様式により提出された変更届とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。